

会員各位

令和7年5月7日
西尾労働基準協会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL 西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://nishio-rouki.com)

5月7日(水)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【ご報告】2025決議内容 下記総会資料より抜粋 4月24日総会
- ◇ 【ご報告】総会資料 4月24日総会
- ◇ 【参加案内】6月11日化学物質事例を多用したリスクアセスメントセミナー
- ◇ 【講習3ヶ月前案内】特化物/四アルキル7月17,18日 残16席、
化学物質管理者7月25日 残35席、 安全管理者選任時 残13席
- ◇ 【ご連絡】健康づくりの応援情報 義務となっている健康診断について
衣浦東部保健所より

「会報」

- ◇ 令和7年度愛知局行政運営方針
- ◇ 労働保険の年度更新について 2025労働保険広報用ポスター
- ◇ 監督署の窓 賃金について
- ◇ 県下協会合同開催 講習会予定(R7.5月HP掲載用)
- ◇ 災害統計 2025年度 単月 県と西尾市

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

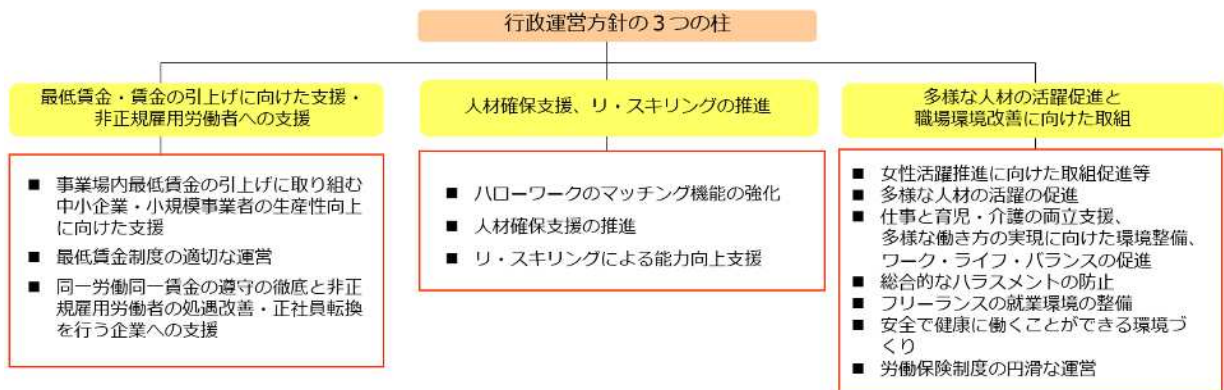
令和7年度 愛知労働局行政運営方針

令和7年度の愛知労働局行政運営方針においては、以下の3つの柱に基づき、自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

行政運営方針の3つの柱

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
- 人材確保支援、リ・スキリングの推進
- 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

令和7年度愛知労働局行政運営方針の概要



労働基準部関係の取組の概要については、以下のとおりです（抜粋）。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

■ 賃金引上げを支援するための各種支援策等の積極的な周知及び利用勧奨

- 個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用することができるよう、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、キャリアアップ助成金等をまとめて紹介する「賃上げ」支援助成金パッケージを周知する。
- 業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。
- 「愛知働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の労務管理の専門家が無料で相談支援を行う。
- 中部経済産業局との連携を強化し、よろず支援拠点や生産性向上

のための補助金の紹介を行う。

■ 取引適正化・適切な価格転嫁等への機運の醸成等

- 労働局及び労働基準監督署において、内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を行う。
- 「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合には、中部経済産業局に情報提供を行う。
- 「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」に基づき、「取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム」を開催するなど、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融機関が連携して取引適正化、適切な価格転嫁等への機運の醸成を図る。
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、監督指導等により、最低賃金・賃金支払の徹底を行うとともに、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の取組の好事例を提供する等、企業の賃金引上げに向けた環境整備を行う。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

■ 愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営

- 事務局として、県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課と連携を図りながら、審議を尽くして金額が決定されるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

■ 最低賃金額の周知及び遵守の徹底

- 最低賃金額の改正については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者等に周知徹底を図る。
- これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導等を行う。

2 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

(1) 安全で健康に働くことができる環境づくり

■ 長時間労働の抑制

- 各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に、監督指導を実施する。また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社に

おける全社的な再発防止対策を指導する。

- 11月の「過労死等防止啓発月間」において、過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンに取り組む。
- 「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う。
- 令和6年度に時間外・休日労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者、医師について、労働時間短縮に向けた支援を行う。

■ 労働条件の確保・改善対策

- 監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立を図り、労働基準関係法令の遵守を図る。
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。
- 技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場や名古屋出入国在留管理局・外国人技能実習機構との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。
- 自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場や愛知運輸支局との相互通報制度により通報があった事業場等に対し監督指導を実施する。また、愛知運輸支局との合同監督・監査を実施する。
- 障害者である労働者については、自治体等の関係機関と情報共有を図り、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場に対して速やかに監督指導を実施する。

■ 14 次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- リスクアセスメントのプロセスには、現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営上必要な視点である「PQCDSE」を一体的に捉え、それらを同時に高める戦略的手法を「安全経営あいち®」として提唱し、推進する。
- 「安全経営あいち®」の推進を通じ、重篤災害の撲滅を目指すだけでなく、生産性向上等により労働分配を高め、働き方改革の推進等、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進する。
- 登録により、当局の登録商標であるロゴ及び名称が使用可能となる、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じ、「安全経営」とリスクアセスメントに積極的に取り組む事業場の姿勢を内外に示すことで、企業価値向上を支援する。
- 高年齢労働者が安全に働ける職場環境の実現にむけ、エイジフレンドリーガイドライン・補助金の周知、外国人労働者等に、安全衛生に関

する視聴覚教材等を周知する。

《第三次産業対策（+Safeの運用）》

- 顧客等へのサービス提供と安全衛生管理の一体的運用を促すため、寄り添い型支援「+Safe」の運用を通じ、自主的取組を促す。顧客等へのサービス提供と安全衛生管理の一体的運用を促すため、寄り添い型支援「+Safe」の運用を通じ、自主的取組を促す

《リスクアセスメント出前講座の利用促進》

- 「安全経営あいち®」の中核であるとともに、機械の包括的な安全基準に関する指針、化学物質の自律的管理でも必須となる、リスクアセスメントの理解促進のため、出前講座を積極的に広報し、利用を促す。

《総合的な健康確保対策》

- 個別の情報として取り扱われがちな、健康診断、面接指導、ストレスチェック等の結果を総合的に取扱う手法の指導を通じて、事後措置の実施と健康保持増進を一体的に推進する。
- 危険性・有害性が認められた化学物質について、リスクアセスメントを中核とした、労働者のばく露の程度の低減措置の実施等について、丁寧な指導援助を行う。

《製造業対策》

- 「機械の包括的な安全基準」に基づいて、機械メーカーからユーザーに対する使用上の情報提供の確実な実施及び当該情報を踏まえたリスクアセスメント等の実施について、丁寧な指導援助を行う。
- 既存の動力機械について、労働者の注意力によってのみ、安全を担保する措置から、必要な保護方策を追加する等の指導を徹底する。

《建設業対策》

- 設計時に安全面を含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）の実施について、丁寧な指導援助を行う。
- デジタル技術やAI、ウェアラブル端末等、DXの推進により、効率的・効果的な安全衛生管理及び危険有害作業の遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- 足場等の墜落防止措置等、必要な保護方策等の指導を徹底する。

■ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行う。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案の請求が増加傾向にあるが、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めるとともに、請

求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

- 労災診療費算定実務研修会及び新規労災指定医療機関説明会等の機会を活用するとともに、石綿認定等事業場の公表時期に合わせて、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行う。

- ※ 行政運営方針（全体概要版）は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。



安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月 ~ 7.10木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

賃金について

労働法（正確には労働法という法律は存在せず、労働基準法などの法律の総称と呼ばれます）の中で、特に関心が高く、またトラブルになりやすいのがお金、すなわち賃金かと思います。普段何気なく話している「賃金」の定義について説明します。

まず労働基準法上の定義では、

「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」

とされています（第11条）。

「名称の如何を問わず」とは、家族手当、物価手当等、一見労働とは直接関係がないような名称であっても、労働の対価として使用者が労働者に支払うものである以上、すべて賃金です。

「労働の対償」とは、抽象的な文言ですが、要するに、広く使用者が労働者に支払うもののうち、労働者がいわゆる使用従属関係のもとで行う労働に対して、その報酬として支払うもの（吾妻「労働基準法」54頁）とされています。

その判断基準の尺度として、

- ① 任意的、恩恵的なものであるか否か
- ② 福利厚生施設であるか否か
- ③ 企業設備の一環であるか否か

の3つが大きな軸としてあります。主としてこれらの観点から、個別具体的に判断されます。

「使用者が労働者に支払うすべてのもの」とは、労働者対使用者の関係、すなわち使用従属関係のもとで行われる労働の対象として使用者が労働者に支払うものが賃金となります。

人によっては「そんなことを長々と堅苦しく説明しなくても、なんとなくわかる」というご意見もあるかもしれません。

では例えば、旅館の従業員が客から受け取るチップはどうでしょうか。

これは「賃金」には該当しません。

しかし例外もあります。客からのチップのみでのみで生活している旅館の従業員等については、チップ収入を受けるために必要な営業施設を使用し得る利益そのものは賃金と解されます。

またチップに類するものでも、使用者が奉仕料として一定率を定め、客に請求し、収納したものを、一定期間ごとに区切って、その奉仕料の収納のあった当日に出勤した労働者に全額を均等配分している場合には、賃金となります。

これ以外にも様々な賃金がありますが、労使が納得し円満に働くためにも、労働条件、とりわけ賃金についてはしっかりと明示しておくことが重要です。

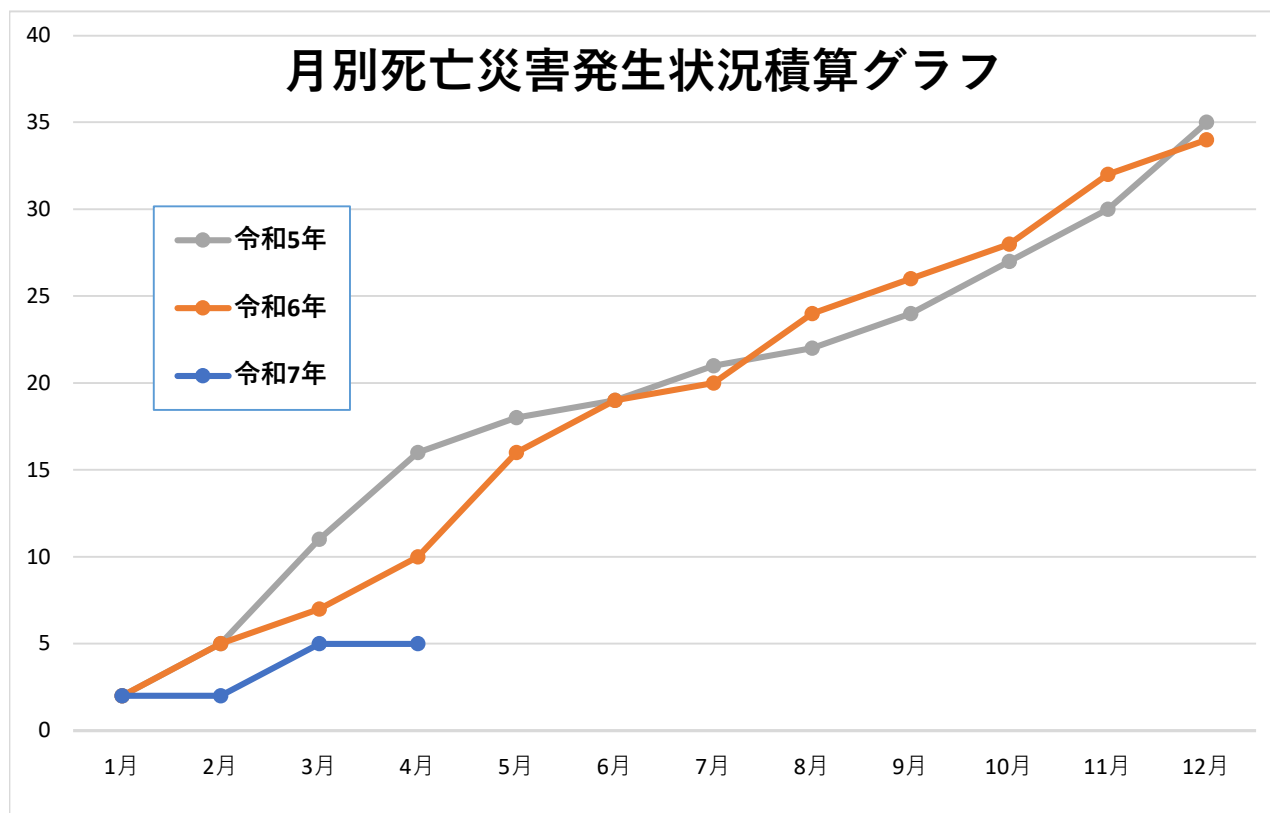
令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表（当協会も主催機関です）

種別	講 習 会 名	URL	5月	6月	7月	会費(単位:円)		会 場
						会 員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01	8	10	15	無 料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02		18		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01		11 25	9 23	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08				無 料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 令和7年度の労働の動向を聴くセミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b01		16		無 料		名古屋能楽堂
	2. 2024年問題対応セミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b14	14	16	14	無 料		名北労働基準協会
	3. リスクアセスメントから企業の安全配慮義務違反を考えるセミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/wp-content/uploads/bc02df1			31	6,900	9,130	ウインクあいち
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32			11	7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31			24	8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. ダイオキシン類特別教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c34			16	7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02		23		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05			22	6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03	19			6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11	27			6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12		24		6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2	28			6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2-2			1	6,000	7,000	名北労働基準協会

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年4月3日 現在の速報値）

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別	令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年確定値
製 造 業	2	1	8 (1)
食 料 品 製 造 業			1
化 学 工 業	1		
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			
金 属 製 品			1
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1		3 (1)
そ の 他		1	3
建 設 業	1		9 (2)
土 木 工 事 業	1		2 (1)
建 築 工 事 業			3
そ の 他			4 (1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1	3 (1)
商 業	1 (1)	3 (2)	9 (6)
卸 売 業			1
小 売 業	1 (1)	2 (1)	7 (5)
そ の 他		1 (1)	1 (1)
清 掃 ・ と 畜 業		1	2
上 記 以 外 の 事 業	1		3 (1)
合 計	5 (1)	6 (2)	34 (11)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.3.6. 2025 ▶ 8:04	爆発 爆発性の物等	ラインのショットピーニング作業で発生する粉塵を集塵する一次集塵機において、差圧計の異常の原因確認を行うため、被災者が集塵機室に立ち入っていたところ、一次集塵機で小爆発があり、直後小爆発の衝撃で開いた一次集塵機の点検口において大爆発が発生し、爆発により被災者が死亡したもの。
事業場規模 300～499名 業種 輸送用機械等製造業 40代 その他の職種 経験 10年		
R7.3.12. 2025 ▶ 18:00	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。病院へ搬送されたが、その後死亡したもの。
事業場規模 100～299名 業種 化学工業 10代 製造業 経験 0年		
R7.3.15. 2025 ▶ 7:10	交通事故(道路) トラック	ダンプを運転中、カーブを曲がり切れず中央分離帯に衝突した。その後、死亡が確認されたもの。
事業場規模 9名以下 業種 商業 70代 配達員 経験 15年		

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年3月・確定値

業 種 \ 年 別		令和6年		令和5年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		73		51		+22	+43.1%
	食 料 品 製 造 業	10		11		-1	-9.1%
	織 維 工 業	6		1		+5	+500.0%
	鉄 鋼 業	7		7		0	0.0%
	金 属 製 品	6		4		+2	+50.0%
	一 般 機 械 器 具	3		6		-3	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造	22		12		+10	+83.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	19		10		+9	+90.0%
建 設 業		21		10		+11	+110.0%
	土 木 工 事 業	7				+7	—
	建 築 工 事 業	10		6		+4	+66.7%
	そ の 他 の 建 設 業	4		4		0	0.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		14		-3	-21.4%
小 売 業		21		23		-2	-8.7%
	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	18		20		-2	-10.0%
通 信 業		3				+3	—
社 会 福 祉 施 設		15		14		+1	+7.1%
飲 食 店		4		8		-4	-50.0%
清 掃 ・ と 畜 業		5		6		-1	-16.7%
上 記 以 外 の 事 業		21		22		-1	-4.5%
合 計		174	0	148	0	+26	+17.6%

※ 死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年3月末現在・旧年発生分)

業 種				業 種			
7 年 3 月 受 付 件 数				6 年 発 生 件 数			
同 年 期				同 年 期			
小 計				土 石 採 取 業			
食 料 品 製 造 業				建 設 業			
繊維工業・繊維製品製造業				道 路 旅 客 運 送 業			
木材木製品・木製家具製造業				道 路 貨 物 運 送 業			
紙加工品製造業・印刷製本業				陸 上 貨 物 取 扱 業			
化 学 工 業				商 業			
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業				金 融 ・ 広 告 業			
鉄鋼業・非鉄金属製造業				保 健 衛 生 業			
金属製品、金属家具製造業				接 客 娛 楽 業			
一 般 機 械 器 具 製 造 業				清 掃 業			
電 気 機 械 器 具 製 造 業				ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業			
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業				そ の 他 の 事 業			
そ の 他 の 製 造 業				合 計			

() 内は死亡者数を外数で表す。